

総行行第 4 2 9 号
総行市第 9 9 号
令和 6 年 9 月 2 6 日

各 都 道 府 県 知 事
各都道府県議会議員
各 指 定 都 市 市 長
各指定都市議会議員

殿

総務省自治行政局長
(公 印 省 略)

地方自治法施行令の一部を改正する政令及び
地方自治法施行規則の一部を改正する省令の公布及び施行について（通知）

地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 2 9 7 号。以下「改正令」という。）及び地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年総務省令第 8 7 号。以下「改正規則」という。）が本日公布され、同日施行されました。

地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 6 5 号。以下「改正法」という。）の内容については、「地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について（通知）」（令和 6 年 7 月 2 日付け総行行第 2 8 0 号・総行市第 7 5 号・総行経第 1 5 号・総行デ第 3 7 号・総行公第 4 6 号各都道府県知事、各都道府県議会議員、各指定都市市長、各指定都市議会議員宛て総務大臣通知）により示したほか、改正法により新設された地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 編第 1 4 章については、「地方自治法第 2 編第 1 4 章「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と普通地方公共団体との関係等の特例」の運用等の考え方について（通知）」（令和 6 年 8 月 5 日付け総行行第 3 7 7 号・総行公第 6 3 号各都道府県知事、各指定都市市長宛て総務省自治行政局長通知）により周知したところです。

改正令の内容は、改正法の施行に伴い、同章における事務処理の調整の指示の対象となる事務について定めるとともに、法第 2 編第 1 6 章に設けられた指定地域共同活動団体への事務の委託に係る随意契約について、指定都市の締結す

る特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約をいう。以下同じ。）に該当するものの取扱いを定めるものです。

また、改正規則の内容は、市町村が指定地域共同活動団体として指定できる要件の一つとして、当該団体が定款等に定めている必要がある事項について規定するものです。

貴職におかれては、下記事項に御留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村の長及び議会の議長に対してもこの旨周知願います。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は法第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第一 国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方公共団体との関係等の特例に関する事項

法第252条の26の4第1項第2号の事務処理の調整の指示の対象となる事務として、保健所設置市区が処理することとされている事務など規模等に応じて市町村が処理することとされている事務について、政令で定めることとされていたところ、同号の政令で定める事務は、法律又はこれに基づく政令により一部の市町村が処理することとされている事務とされたこと。（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第174条の49の20関係）

第二 地域の多様な主体の連携及び協働の推進に関する事項

一 地方自治法施行令関係

法第260条の49第6項の規定による随意契約は、指定都市の締結する同項の委託に係る契約が特定調達契約に該当するときは、特例政令第11条第1項各号に掲げる場合に限り、これによることができるものとされたこと。（令第179条の2関係）

なお、当該契約を締結しようとする場合においては、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の公布について」（平成7年11月1日付け自治行第84号各都道府県総務部長、各指定都市担当局長宛て自治省行政局行政課長通知）を踏まえ、内外無差別の原則に沿って、慎重に判断し、適切な運用に努められたいこと。

二 地方自治法施行規則関係

法第260条の49第2項第3号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とすることとされたこと。(地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第22条の5の2関係)

- ① 目的
- ② 名称
- ③ 主としてその活動を行う区域
- ④ 主たる事務所の所在地
- ⑤ 構成員の資格に関する事項
- ⑥ 代表者に関する事項
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ 会計に関する事項

第三 施行期日

改正令及び改正規則は、改正法の施行の日(令和6年9月26日)から施行するものとされたこと。(改正令附則及び改正規則附則関係)

地方自治法施行令の一部を改正する政令について（概要）

1. 改正内容

本政令案は、地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治令」という。）について所要の改正を行うものである。改正事項は以下のとおり。

（１）国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方公共団体との関係等の特例関係（自治令第 174 条の 49 の 20）

自治令第 2 編に「第 8 章 国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方公共団体との関係等の特例」を新たに設けた上で、同章において、改正法による改正後の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」（改正法による改正後の自治法については「新自治法」という。）第 252 条の 26 の 4 第 1 項第 2 号の規定の委任を受け、同項に基づく国の指示により都道府県が事務処理の調整を図ることとなる事務を定めることとする。

（２）地域の多様な主体の連携及び協働の推進関係（自治令第 179 条の 2）

新自治法第 260 条の 49 第 6 項により、市町村は指定地域共同活動団体に対する事務の委託を随意契約により行うことができることとされたことに伴い、「政府調達に関する協定を改正する議定書」によって改正された「政府調達に関する協定」の対象となる委託契約に係る指定都市が締結する同項の随意契約については、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項各号に該当する場合に限り、行うことができる旨を規定することとする。

2. 施行期日

令和 6 年 9 月 26 日（木）

地方自治法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方公共団体との関係等の特例に関する事項

地方自治法第二百五十二条の二十六の四第一項第二号の事務処理の調整の指示の対象となる事務は、法律又はこれに基づく政令により一部の市町村が処理することとされている事務とすること。（第百七十四条の四十九の二十関係）

第二 地域の多様な主体の連携及び協働の推進に関する事項

地方自治法第二百六十条の四十九第六項の規定による随意契約は、指定都市の締結する同項の委託に係る契約が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第四条に規定する特定調達契約に該当するときは、同令第十一条第一項各号に掲げる場合に該当するときに限り、これによることができるものとする。（第百七十九条の二関係）

第三 施行期日

この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十五号）の施行の日から施行するものとする。（附則関係）

政令第二百九十七号

地方自治法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十六の四第一項第二号及び第二百六十条の四十九第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八章 外部監査契約に基づく監査」を「第八章 国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における

第九章 外部監査契約に基づく監査

る国と普通地方公共団体との関係等の特例

に、「第九章」を「第十章」に、「第十章」を「第十一章」に

改める。

第七百七十九条の次に次の一条を加える。

第七百七十九条の二 地方自治法第二百六十条の四十九第六項の規定による随意契約は、指定都市の締結する同項の委託に係る契約が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政

令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約に該当するときは、同令第十一条第一項各号に掲げる場合に該当するときに限り、これによることができる。

第二編中第十章を第十一章とし、第九章を第十章とし、第八章を第九章とする。

第七百七十四条の四十九の十九の次に次の章名を付する。

第八章 国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と普通地方公共団体との関係等の特例

第七百七十四条の四十九の二十を次のように改める。

（事務処理の調整の指示の対象となる事務）

第七百七十四条の四十九の二十 地方自治法第二百五十二条の二十六の四第一項第二号に規定する政令で定める事務は、法律又はこれに基づく政令により一部の市町村が処理することとされている事務とする。

附 則

この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十五号）の施行の日から施行する。

理 由

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、事務処理の調整の指示の対象となる事務について定めるとともに、指定地域共同活動団体への事務の委託に係る随意契約のうち指定都市の締結する特定調達契約に係るものについての要件を定める必要があるからである。

地方自治法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
地方自治法施行令目次 第一編（略） 第二編 普通地方公共団体 第一章～第七章（略） 第八章 国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と普通地方公共団体との関係等の特例 第九章 外部監査契約に基づく監査 第一節～第四節（略） 第十章 恩給並びに都道府県又は市町村の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間の通算 第十一章 補則 第三編・第四編（略） 附則 第二編 普通地方公共団体 第八章 国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と普通	地方自治法施行令目次 第一編（略） 第二編 普通地方公共団体 第一章～第七章（略） 第八章 外部監査契約に基づく監査 第一節～第四節（略） 第九章 恩給並びに都道府県又は市町村の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間の通算 第十章 補則 第三編・第四編（略） 附則 第二編 普通地方公共団体 （新設）

地方公共団体との関係等の特例

(事務処理の調整の指示の対象となる事務)

第七百七十四条の四十九の二十 地方自治法第二百五十二条の二十六の四第一項第二号に規定する政令で定める事務は、法律又はこれに基づく政令により一部の市町村が処理することとされている事務とする。

第九章 外部監査契約に基づく監査

第十章 恩給並びに都道府県又は市町村の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間の通算

第十一章 補則

第七百七十九条の二 地方自治法第二百六十条の四十九第六項の規定による随意契約は、指定都市の締結する同項の委託に係る契約が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約に該当するときは、同令第十一条第一項各号に掲げる場合に該当するときに限り、これによることができる。

第七百七十四条の四十九の二十 削除

第八章 外部監査契約に基づく監査

第九章 恩給並びに都道府県又は市町村の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間の通算

第十章 補則

(新設)

地方自治法施行令の一部を改正する政令 参照条文

目次

○	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）【地方自治法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十五号）による改正後】（抄）	1
○	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）	2
○	地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）（抄）	3
○	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）（抄）	4

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）【地方自治法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十五号）による改正後】（抄）

（契約の締結）

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3～6 （略）

（事務処理の調整の指示）

第二百五十二条の二十六の四 各大臣は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その担任する事務に關し、生命等の保護の措置の確かつ迅速な実施を確保するため、当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に係る都道府県において、一の市町村の区域を超える広域の見地から、当該都道府県の事務（法律又はこれに基づく政令により都道府県が処理することとされている事務であつて、当該生命等の保護の措置に係るものに限る。）の処理と当該都道府県の区域内の市町村の事務（法律又はこれに基づく政令により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものであつて、当該生命等の保護の措置に密接に関連するものに限る。）の処理との間の調整を図る必要があると認めるときは、第二百四十五条の四第二項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定によるほか、当該都道府県に対し、当該調整を図るために必要な措置を講ずるよう指示をすることができる。この場合において、各大臣は、当該市町村に対し、当該指示をした旨を通知するものとする。

一 法律又はこれに基づく政令により指定都市又は中核市が処理することとされている事務（法律又はこれに基づく政令によりこれらの市以外の市町村が当該事務を処理することとされている場合における当該事務を除く。）

二 前号に掲げる事務を除くほか、法律又はこれに基づく政令により市町村が処理することとされている事務のうち政令で定めるもの

三 第二百五十二条の十七の二第一項の条例又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第五十五条第一項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされている事務

2 （略）

第二百六十条の四十九 （略）

②～⑤ （略）

⑥ 市町村は、当該市町村の事務の処理が指定地域共同活動団体が行う当該事務に関連する特定地域共同活動と一体的に行われることにより、住民の福祉の増進が効果的かつ効果的に図られると認めるときは、当該事務の当該指定地域共同活動団体への委託については、第二百三十四条第二項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、当該市町村の規則で定める手続により、随意契約によることができる。

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）

（随意契約）

第六百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第三条第一項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定め

る手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することににつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者が不在とき、又は再度の入札に付し落札者が不在とき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

2
5
4 （略）

第百七十四条の四十九の二十 削除

○ 地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）（抄）

（随意契約）

第二十一条の十三 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第一の上欄に掲げる契約の種類に応じ同表の下欄に定める額の範囲内において管理規程で定める額を超えないものをするとき。

二 不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規

模作業所（障害者基本法（昭和四十五法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第三条第一項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から管理規程で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六法律第六十八号）第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から管理規程で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九法律第百二十九号）第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から管理規程で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から管理規程で定める手続により受ける契約をするとき。

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより管理者の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から管理規程で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより管理者の認定を受けた者から管理規程で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

2
4
（略）

○ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）（抄）

（競争入札の参加者の資格に関する公示）

第四条 特定地方公共団体の長は、この政令の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるときは、地方自治法施行令第六十七條の五第二項（同令第六十七條の十一第三項において準用する場合を含む。）の規定による公示については、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに、しなければならない。

（複数落札入札制度による物品等又は特定役務の調達）

第十条 特定地方公共団体の長は、特定調達契約につき一般競争入札又は指名競争入札により契約を締結しようとする場合において、その需要数量が多いときは、その需要数量の範囲内でこれらの競争入札に参加する者の落札を希望する数量及びその単価を入札させ、予定価格を超えない単価の入札者のうち、低価の入札者から順次需要数量に達するまでの入札者をもって落札者とすることができる。

239 （略）

10 第一項の規定による一般競争入札又は指名競争入札に付した場合において、落札数量が需要数量に達しないとき、又は落札者のうち契約を結ばない者があるときは、需要数量に達するまで、最低落札単価の制限内で、地方自治法施行令第六十七條の二第一項（第九号に係る部分に限る。）第三項及び第四項並びに地方公営企業法施行令第二十一條の十三第一項（第九号に係る部分に限る。）第三項及び第四項の規定の例により、随意契約によることができる。

113 （略）

（随意契約）

第十一条 特定地方公共団体の締結する特定調達契約については、地方自治法施行令第六十七條の二第一項（第五号、第八号及び第九号に係る部分に限る。）若しくは地方公営企業法施行令第二十一條の十三第一項（第五号、第八号及び第九号に係る部分に限る。）又は前条第十項の規定によるほか、次に掲げる場合に該当するときに限り、地方自治法第二百三十四條第二項の規定により随意契約によることができる。

一 他の物品等若しくは特定役務をもって代替させることができない芸術品その他これに類するもの又は特許権等の排他的権利若しくは特殊な技術に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。

二 既に調達をした物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）又は既に契約を締結した特定役務（以下この号において「既契約特定役務」という。）につき、交換部品その他既調達物品等に連接して使用する物品等の調達をする場合又は既契約特定役務に連接して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既調達物品等又は既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用又は既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

三 特定地方公共団体の委託に基づく試験研究の結果製造又は開発された試作品等（特定役務を含む。）の調達をする場合

四 既に契約を締結した建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）についてその施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約

工事を完成するために施工しなければならなかった追加の建設工事（以下この号において「追加工事」という。）で当該追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額（この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額（当該追加工事が二以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた額とする。）が既契約工事の契約金額の百分の五十以下であるものの調達をする場合であつて、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

五 計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に連接して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下この号において「同種工事」という。）の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に連接して新たな同種工事の調達をする場合であつて、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第四条から第九条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第六条の公告又は第七条第一項の公示においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。

六 建築物の設計を目的とする契約をする場合であつて、当該契約の相手方が、総務大臣の定める要件を満たす審査手続により、当該建築物の設計に係る案の提出を行った者の中から最も優れた案を提出した者として特定されているとき。ただし、当該契約が、地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第二号又は地方公営企業法施行令第二十一条の十三第一項第二号に規定するその性質又は目的が競争入札に適しないものに該当する場合に限る。

地方自治法施行規則の一部を改正する省令の概要

1 趣旨

第213回国会において成立した地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号。以下「改正法」という。）により、地域の多様な主体の連携及び協働を推進するための制度として、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）において指定地域共同活動団体制度が創設され（法第260条の49）、当該改正事項については、改正法の公布の日（令和6年6月26日）から起算して3月を経過した日から施行することとされている（同法附則第1条）。

2 改正の概要

法第260条の49第2項第3号において、市町村長が指定地域共同活動団体として指定することができる要件の一つとして、当該団体が、目的、名称、主としてその活動を行う区域等を内容とする定款、規約その他これらに準ずるものを定めていることを備えていなければならない旨規定しているところ、その定款等に定める事項の内容を規定する。

3 根拠条文

法第260条の49第2項第3号

4 施行期日

令和6年9月26日（木）

○総務省令第八十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の四十九第二項第三号の規定に基づき、地方自治法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月二十六日

総務大臣 松本 剛明

地方自治法施行規則の一部を改正する省令

地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後		改正前
第二十二條の五の二 地方自治法第二百六十條の四十九第二項第三号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 目的 二 名称 三 主としてその活動を行う区域 四 主たる事務所の所在地 五 構成員の資格に関する事項 六 代表者に関する事項 七 会議に関する事項 八 会計に関する事項		〔新設〕
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。		

附 則

この省令は、地方自治法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十五号）の施行の日から施行する。